

【別紙】

大阪港BCP・海上対策関係小会議の設置について（案）

「海上対策関係小会議」の名称を「大阪港BCP・海上対策関係小会議」に変更する。
その枠組みのなかで、大阪港BCPの内容を検討し、案を策定する。

（会議は、海上対策関係とBCP関係の2部構成を想定）

	組織名（実施機関）	BCP策定に向けて想定される検討項目
関係団体・ 企業 (7機関)	大阪港運協会	・緊急物資輸送等における荷役体制の充実 ・被災コンテナ処理対策の検討
	大阪船主会	・被災情報収集、荷主との貨物取扱調整 ・緊急物資輸送体制の確保
	<u>一般社団法人大阪港タグセンター (新規)</u>	・緊急物資輸送体制の確保 ・国際コンテナ輸送体制の確保
	大阪フェリー協会	・緊急物資輸送体制の確保
	<u>大阪湾水先区水先人会(新規)</u>	・船舶、要員の調達
	<u>阪神国際港湾(株)(新規)</u> <u>大阪港埠頭(株)(追加)</u>	・コンテナターミナル被災情報収集及び 応急復旧 ・コンテナターミナルの暫定供用
	行政機関 (5機関)	<u>近畿地方整備局(追加)</u> (港湾空港部)
<u>大阪税関(新規)</u>		・CIQ業務の実施体制の確保
大阪海上保安監部		・復旧船舶入港の際のルール策定 ・巡視船による緊急物資輸送
大阪府(西大阪治水事務所)		・瓦礫や漂流物の仮置場の検討
大阪市 <u>(危機管理室(追加)・建設局・港湾局)</u>		・瓦礫や漂流物(被災コンテナ)の仮置場の 検討 ・被災コンテナ処理対策の検討 ・燃料の確保
共 通	・教育・訓練の実施 ・大阪港BCP(案)の策定	
事務局	大阪市港湾局 計画担当	

※ 近畿運輸局(オブザーバー参加の可能性有り)、大阪倉庫協会、トラック協会(協定有)、埋立浚渫協会(協定有)は大阪湾BCPに基づく情報連絡網に記載